

報告第4号

令和3年度幸手市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和3年度幸手市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

令和3年度幸手市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰 越 額	左の財源内訳		不用額	翌年度 繰越額に 係る繰越 を要する たな卸資 産の購入 限度額	説 明
						工事負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	第2浄水場 配水池流入管 更新工事	円 69,069,000	円 7,610,000	円 61,459,000	円 0	円 61,459,000	円 0	円 0	水道製品塗料メーカーの不適切行為発覚により、水道管の納入が遅れ、工事に不測の日数を要したための工期延長
1 資本的支出	1 建設改良費	市道1606号 線外配水管 布設替工事	円 76,934,000	円 0	円 76,934,000	円 0	円 76,934,000	円 0	円 0	工事支障物への対応及び水道製品塗料メーカーの不適切行為発覚により、水道管の納入が遅れ、工事に不測の日数を要したための工期延長
合 計			円 146,003,000	円 7,610,000	円 138,393,000	円 0	円 138,393,000	円 0	円 0	